

宇部市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、宇部市立学校教職員（非常勤職員を含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第24条、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「基本法」という。）第4条第1項及び第16条第1項及び教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第2項の規定に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者若しくはその家族と同じ目線で相手の立場に立って考え配慮できる教職員を目指すものとする。

(定義)

第3条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む）（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られないこと。障害のある児童生徒等を含む。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(対象者)

第4条 この対応要領の対象者は、宇部市立学校に在籍する児童生徒、その家族、教職員及び宇部市立学校に来校する障害のある者すべてとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第5条 教職員は、法第7条第1項の規定のとおり、学校における諸活動を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、教職員は、別紙に定める「宇部市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」(以下「対応要領に係る留意事項」という。)に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、基本法の基本的な理念および法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する(次条において同じ。)

(合理的配慮の提供)

第6条 教職員は、法第7条第2項の規定のとおり、学校における諸活動を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)をしなければならない。これに当たり、教職員は、別紙に定める「対応要領に係る留意事項」及び「情報バリアフリー化の手引き」(平成28年2月「宇部市バリアフリー化推進連絡協議会」改定)(以下「情報バリアフリー化の手引き」という。)等に留意するものとする。

なお、意思の表明が困難な障害者がコミュニケーションを支援する者を伴っておらず、本人の意思の表明も支援者が本人を補佐して行う意思の表明も困難であることなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めるものとする。

(校長の責務)

第7条 校長は、前5条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する教職員の注意を喚起し、別紙に定める「対応要領に係る留意事項」及び「情報バリアフリー化の手引き」等により障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

- 二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する相談、苦情の申出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 校長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（障害者差別解消相談窓口の整備）

第8条 教職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、教育委員会教育支援課に、教職員による障害者差別解消に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

- 2 相談窓口は、必要に応じ受付体制の充実を図るよう努めるものとする。
- 3 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、手紙、電話、ファックス、電子メールなどに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 4 第1項の相談窓口に寄せられた相談内容、合理的配慮の内容及び合意形成までの過程等について、相談者のプライバシーに配慮しつつ、教育委員会教育支援課が各小中学校等へ情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

（相談等に対する助言）

第9条 教育委員会教育支援課は、前条に定めた相談窓口において、相談等に合理的配慮の意見の不一致等があった場合、宇部市教育支援委員会から助言等を受けることができるものとする。

（相談等処理結果の第三者機関による検証）

第10条 教育委員会教育支援課は、第8条第4項の処理の結果について、必要に応じて宇部市障害者差別解消支援地域協議会に諮り、その的確性等について検証するものとする。

- 2 教育委員会教育支援課は、前項の検証結果について、各小中学校等への情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

（教職員への研修・啓発）

第11条 教育委員会は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 教育委員会は、新たに教職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理職となった教員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し、求められる役割について理解させるために、それぞれ研修を実施するものとする。

3 教育委員会は、教職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応するために、別紙に定める「対応要領に係る留意事項」及び「情報バリアフリー化の手引き」等により意識の啓発を図るものとする。

附 則

この要領は平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年7月1日から施行する。